

## 減少事業所に係る一括拠出の取扱いについて(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDBのお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

最低責任準備金調整額の減少事業所に係る一括拠出金の取扱いのうち、平成20年度の取扱いについて厚生労働省の確認がとれましたのでご案内いたします。(基本的な考え方については、年金ニュースNo.181でご案内済)

### 平成20年度の経過的取扱い

掛金計算を実施した基金は、最低責任準備金調整額(期ズレ調整額)を一括拠出金に織り込むかどうか選択が可能。(ただし、規約変更が必要な場合もあります。 1)

掛金計算を実施したかどうかの判定は、代議員会の議決・承認等の意思決定がなされているかどうかによる。

掛金猶予を適用する基金は、長期運営計画の策定結果を議決したとき(来年2月頃)の掛金計算を実施した基金と判定される。

(議決前は通常の決算基金として扱われる)

1 規約変更案につきましては、弊社総幹事あて別途改めてご案内いたします。

## 平成20年度の結果に基づく一括拠出金の取扱いについて

- 年金ニュースNo.181で概要についてご案内しておりましたが、その詳細が判明したため改めてご案内いたします。
- 減少事業所に係る一括拠出金の算定方法を未償却過去勤務債務 + 繰越不足金 (+ 資産評価調整加算額)としている場合に、代議員会の議決の有無等により一括拠出金の額が異なります。

継続基準の財政状況および掛金対応方針		減少事業所の一括拠出金	
H22.4～の掛金設定について代議員会議決・承認前( 1)		A	最低責任準備金調整額織り込み <b>前</b> の繰越不足金に基づき算定
代議員会議決・承認後( 1)	掛金計算不要( 2)	B	最低責任準備金調整額織り込み <b>前</b> の繰越不足金に基づき算定
	掛金計算が必要(掛金猶予を含む)( 3)	C	最低責任準備金調整額を織り込む前後のいずれの繰越不足金とするか <b>選択が可能</b>

- 1 代議員会の議決・承認等の意思決定を行っているかについては代議員会議事録等に記録し、証跡を残しているかどうかで判断する。
- 2 変更計算不要とは、継続基準に抵触していない場合が該当する。
- 3 期ズレ解消や下方回廊方式により掛金対応不要となる場合が該当する。また掛金猶予を適用する場合は長期運営計画の策定結果を議決した後が該当する。(長期運営計画の策定結果を議決する前はAに該当)

### (上記Cにおける基金の選択肢と規約変更の要否)

今回の選択肢	現在の一括拠出金の算定に関する規定	規約変更の要否
期ズレ調整額織り込み <b>前</b> の繰越不足金で一括拠出金を計算する	変更計算実施時は変更計算後で算定する旨の記載がある場合	必要
	変更計算実施時にも財政検証結果に基づき算定する場合	不要

期ズレ調整額織り込み後の繰越不足金で一括拠出を計算する場合は、上記の規約変更の要否が逆になります。

## (ご参考) 基本的な考え方

- 年金ニュースNo.181でご案内済の内容と同一内容ですが、整理のため改めて記載するものです。
- 減少事業所に係る一括拠出金の算定方法を未償却過去勤務債務 + 繰越不足金 (+ 資産評価調整加算額)としている場合、期ズレが解消されることにより繰越不足金が減少するため、期ズレ解消前と比較して一括拠出金は減少する。
- ただし最低責任準備金の定義が変更されたと考えればよく、今回の取扱いにより残存事業所に不利になることはない。

減少事業所に係る一括拠出金の計算方法		期ズレ解消による影響
継続基準ベース	未償却過去勤務債務のみ	影響なし
	未償却過去勤務債務 + 繰越不足金 (+ 資産評価調整加算額)	期ズレ解消前と比較して、 一括拠出金が減少
非継続基準ベース		影響なし

### (イメージ図)

	期ズレ解消後	期ズレ解消前
数理債務	未償却過去勤務債務	未償却過去勤務債務
最低責任準備金	資産評価調整加算額	資産評価調整加算額
	繰越不足金	繰越不足金
	期ズレ調整額	
	純資産額	純資産額

以上